備前市有害鳥獣被害防護柵設置事業補助金を交付申請される方へ

・補助金交付の対象となる獣害防止施設は、

電気柵、ネット柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施工区分 | 補助金の額 | 経費の上限額 |
| 共同施工の場合 | 原材料費の1/2以内 | 電気柵、ネット柵  500円/ｍ  トタン柵、ワイヤーメッシュ柵1,000円/ｍ |
| 共同施工できない場合  （個人で設置する場合） | 原材料費の1/3以内 |
| 共同施工のうち、１施設が600ｍ以上の場合 | 原材料費の3/4以内 |

※「共同施工」とは、受益者である３戸以上の耕作者が共同で設置することをいいます。

**資材については、備前市内で優先的な調達（購入）をお願いします。**

【事業計画時の注意点】

・市内の農地を守るためにこれから設置しようとする施設が対象です。

・設置場所については、土地所有者の同意を得るなどしてトラブルのないように留意してく

ださい。

・同じ設置場所では、５年間は補助金が交付されませんのでご注意ください。

・申請時には、設置図、受益者名簿（耕作者の氏名・住所と耕作している受益農地の地番

を記載したもの）、見積書の写しを提出していただきます。

・人件費、工賃、運搬費等は補助金の対象外ですので、見積書に含めないようにしてください。

・見積書の有効期限については、購入時期・設置時期を考慮して依頼してください。仮に資材費の高騰等により材料単価が変化しても、当初の交付決定額を上回る補助金は交付できません。

・市からの決定が出る前に事業実施（購入・設置）はしないでください。決定前に実施した事業の補助金は認められません。

【事業終了時の手続き】

・設置完了しましたら、備前市役所産業振興課に連絡ください。完了確認に伺います。その際に領収書の写し、納品書の写しを提出してください。

・補助金は代表者の口座に振込させていただきます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　問い合わせ先：　備前市役所産業振興課　☎　64‐1831